



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成28年10月13日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良 則

主任監察監督官 佐々木 一 幸

電話 018-862-6682

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組を要請します

～ 平成28年度 過重労働解消キャンペーンの実施 ～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めて「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働対策については、一億総活躍国民会議や日本再興戦略2016でも長時間労働の抑制や過重労働防止が盛り込まれるなど注目が集まっておりますが、この過重労働解消キャンペーンでは、過労死等を防止の重要性について国民に関心と理解を深めていただくために月間やキャンペーンの周知を行うほか、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や全国一斉の無料電話相談、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催等を行うことなどで過重労働の解消を目指しています。

秋田労働局（局長 松本安彦）では、このキャンペーンに先立ち、下記のとおり労働局長が経済団体を訪問し「長時間労働削減をはじめとする『働き方改革』に向けた取組に関する要請」を行うほか、今年度から新たに、労働局長が、ベストプラクティス企業へ職場訪問を行い、職場での過重労働防止の取組状況を確認することとしています。（ベストプラクティス企業訪問は、日程が決定次第、公表する予定です。）

記

日 時 平成28年10月24日（月） 10時00分～

場 所 一般社団法人秋田県経営者協会

（秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館5階）

※ 取材される場合は、事前に秋田労働局監督課（018-862-6682：担当 佐々木又は貝田）までご連絡をお願いします。

このほか、経済団体（秋田県中小企業団体中央会、秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会等）をはじめ、業界団体に対して要請を行うこととしています。

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

平成 28 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 28 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）までの 1 か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、秋田労働局長等が使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

（2）過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

i 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談・情報等から、恒常的に長時間労働や賃金不払い残業等を把握し、重点監督を実施します。

※必要に応じ夜間の立ち入りを実施します。

ii 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施します。

イ 重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

（3）電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 28 年 11 月 6 日（日）9 : 00 ~ 17 : 00

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金（17 : 00 ~ 22 : 00）、土・日（10 : 00 ~ 17 : 00）

URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/dl/150508-01.pdf

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

（4）周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(5) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して

「過労死等防止対策推進シンポジウム」【委託事業】を開催します。

開催日：11月25日（金）

開催場所：にぎわい交流館AU

開催時間：14:30～16:30

（参加無料でどなたでも参加できます。）

URL:<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

(6) 秋田労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

【別途発表】

秋田労働局長が県内で長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

※この労働局長の職場訪問を実施するに当たって、別途事前に記者発表を行います。

(参考)

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

「ベストプラクティス企業」とは…他者の模範となるよう先行的に取り組んでいる企業のことをいいます。